

インタラクティブ空間演習 (女子美術大学大学院)

「1. 記号と意味作用」 pp.66-73 (2014-07-02)

池上嘉彦 著「III. 創る意味と創られる意味— 意味作用をめぐる—」、『記号論への招待』

担当: 石井 拓洋
ishii05042@venus.joshibi.jp

2016

「伝達」と「意味作用」 p.66

コミュニケーションには「メッセージ」が必要である

コミュニケーションの特徴

- ・「メッセージ」の授受が行われる
- ・「メッセージ」とは「伝達したい」ことが記号化されたもの
- ・表現 (「表に現す」こと) が先行する (c.f. 38)

(c.f. 66)

※ 「メッセージ」は「メディア」によって伝達される

「伝達」と「意味作用」 p.66

「メッセージ」は「意味作用」を持つ

「メッセージ」
= 「それがなんらかの他のことを表しているものによって構成」
= 「メッセージ」には「意味作用」が存在する

※ 「意味作用」が存在するならば「メッセージ」にもなる。
= 「コンテキスト依存のコミュニケーション」(受信者中心)の記号

「意味作用」
= 「あるものが何か他のものを意味している」という作用 (c.f. 31)

「記号」と「記号機能」 p.67

「記号機能」とは? 「記号」とは?

- 「記号機能」とは?
= 「あるものが別のものの代わりとしてそれを表している時、その働き」のこと (c.f. 67)

- 「記号」とは?
= 「記号機能」を担っているもの (c.f. 67)
= 「符号」と呼ぶべきものを超えていくようなもの (c.f. 3)
= 人間が『意味あり』と認めるものはすべて『記号』 (c.f. 5)

※ ある面では、「記号」や「メッセージ」の語の部分を「作品」と読み替えてもよいのでは (石井)

「記号」と「記号機能」 p.67

「記号機能」とは? 「記号」とは?

- 「コードに基づくコミュニケーション」の場合
= 「記号」の概念が優先 > 「記号機能」の概念が従属

例)

1. この「トン・ツー」は疑いなく「記号」だ。
2. この「トン・ツー」はモールス信号の「コード」に準拠しているからだ。
3. なので、この「トン・ツー」自体には、何かの意味を有しているはずだ。
4. では、その「記号」にはどんな意味があるのかな?
5. 「コード」に基づき「トン・ツー」の意味を探る (「記号機能」を探る)

「記号」のほうが「記号機能」に先立って存在する (「記号」が優先する位置づけとなる)。

「記号」と「記号機能」 p.67

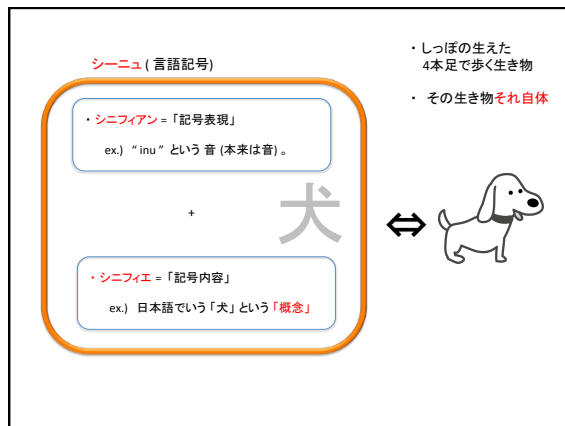
「記号機能」とは? 「記号」とは?

- 「推論に基づくコミュニケーション」の場合
= 「記号機能」の概念が優先 > 「記号」の概念が従属

例)

1. 「葉が落ちている」。意味があるのかもしれない。
2. もしかして「風が吹くと、葉が落ちるんじゃないか」(推論)
3. では「葉が落ちている」のは「風が吹いた」ことを意味しているのではないか。
4. ならば「葉が落ちている」ことは、意味をもっている (「記号機能」あり)。
5. それなら、「葉が散っている」ことは「記号」となる。

「記号機能」のほうが「記号」に先立って存在する (「記号機能」が優先する位置づけとなる)。



「記号表現」と「記号内容」 p.68

「記号表現」(シニフィアン)、「記号内容」(シニフィエ)

【注意！】

※「シニフィアン」とは、本来「聴覚イメージ」のみを示すもの。
(cf. ソシュール『一般言語学講義』影浦ら訳、p.118)

※しかし、池上『記号論への招待』では、「シニフィアン」は、
聴覚に限らず、感覚で捉えられるイメージ全ての意味で使用される。

「記号表現」は、われわれの感覚に訴えるような対象である」
(cf. 池上『記号論への招待』p. 72)

「記号表現」と「記号内容」 p.68

「記号表現」(シニフィアン)、「記号内容」(シニフィエ)

「シニフィアン」と「シニフィエ」は相互依存関係にある。

→ いずれかが無いと、「記号機能」は成り立たない。

「記号表現」と「記号内容」の非対称性 p.69

「シニフィエ」(概念)に対する「シニフィアン」(聴覚イメージ)の優位

✕ 「シニフィアン」(聴覚イメージ) = 「シニフィエ」(概念)

○ 「シニフィアン」(聴覚イメージ) > 「シニフィエ」(概念)

「記号表現」と「記号内容」の非対称性 p.69

「シニフィエ」(概念)に対する「シニフィアン」(聴覚イメージ)の優位

✕ 「シニフィアン」(聴覚イメージ) = 「シニフィエ」(概念)

※ まず概念自体が存在して、そこから記号 (=表現されたもの) が生まれるのではない。
(言語名称目録観の否定)。その意味で、上記2つが対等ということは常にはない。

○ 「シニフィアン」(聴覚イメージ) > 「シニフィエ」(概念)

※ **記号 (=表現されたもの) によって、概念がつけられる (言語論的転回)**

「記号表現」と「記号内容」の非対称性 p.72

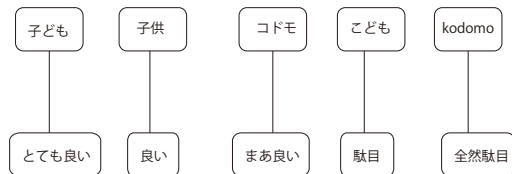
(cf. p.71)

子ども 子供 コドモ こども kodomo

「大人と対立する意味でその年齢域に達していない人間」を伝達するには、
どのような 記号 としての〈こども〉でもよい p.71

「記号表現」と「記号内容」の非対称性 p.72

「シニフィアン(感覚可能なもの)」の「異種」= ※表現の可能性 (c.f. p.72)



「いかに効果的に表現するか」を問題とする「シニフィエ(概念, 記号内容)」

13

「記号表現」と「記号内容」の非対称性 p.73

(c.f. p.72-73)

記号

「記号」= 単体としての記号 c.f. 73

記号 A

記号 C

記号 B

メッセージ = 「記号」が並べられたもの = 「テキスト」 c.f. 73

「記号」単体 での意味と取るべきか? 「メッセージ」 での意味か?

→ 「統辞論」の問題 (あとでふれるとのこと)

記号における「同じ」と「異なる」 p.73

「記号表現」と「記号内容」との同異を決定づける「視点」

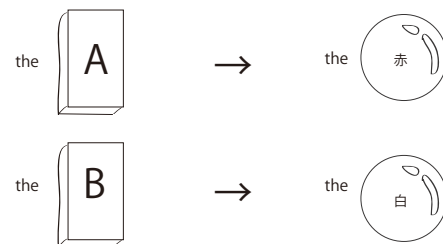
例)

- ・「コドモ」の語 (= 記号表現) は、男声・女声を問わず機能する。(c.f. 75)

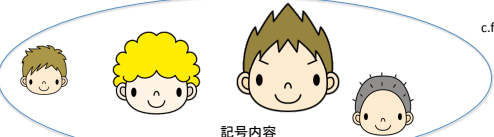


- ・(= 記号内容 としての「子供」概念) は、特定の一個人に限定されず、年齢、性別、体格、国籍など個性は捨象される。※ 広く抽象的に使用される。

記号における「同じ」と「異なる」 p.73



記号における「同じ」と「異なる」 p.73

記号表現
「コドモ」「こども」「子供」「kodomo」「こ・ど・も」それぞれ個別に
対応するのではない「記号表現」と「記号内容」は
完全な自己同一性の条件を
満たしていなくてもよい

c.f. 75

「分節」と「差異」作用 p.76

記号表現
「子ども」

記号[表現]は、様々な対象、現象の中から、「同じ」意味、「同じ」価値 をもっているものを選び出し、まとめあげる。

記号はこのように自らの視点に基づいて対象に区分を入れる (c.f. 76)

「分節」



